「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例
【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、**「氏名」**及び**「登録番号」**が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、**「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」**を提出する必要があります。

◇ **主たる屋号**　◇ **主たる事務所の所在地等**　◇ **通称**　◇ **旧姓**

※　「通称」及び「旧姓」は、**住民票に併記されている場合にのみ公表**することができます。

第１－(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【１／２】

令和 ●年 ■月 ▲日

▼▼ 税務署長殿

申請者

（フリガナ） 住所又は居所 （法人の場合） 本店又は 主たる事務所 の所在地	トウキョウト （〒 XXX － XXXX ） ◎（法人の場合のみ公表されます） 東京都〇〇区△△　□－□ （電話番号 03 － XXXX － XXXX ）
（フリガナ） 納税地	トウキョウト （〒 XXX － XXXX ） 東京都〇〇区△△　□－ （電話番号
（フリガナ） 氏名又は名称	コクゼイ　タロウ ◎ 国税　太郎
（フリガナ） （法人の場合） 代表者氏名	記載不要
法人番号	

この申請書は、令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項（◎印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1　申請者の氏名又は名称
2　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記１及び２のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法第57条の２第２項の規定により申請します。
※　当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第１項の規定により令和５年９月30日以前に提出するものです。

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和５年10月１日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □　課税事業者　　□　免税事業者 ※　次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	（電話番号　　－　　－　　）

※税務	整理番号		部門番号		申請年月日	年　月　日	通信日付印	年　月　日	確認	

【公表事項】

姓と名の間は１文字空けてください。
屋号は記載しないでください。

※　屋号の公表を希望される場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

いずれかに**必ず**☑を記載してください。

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の**「登録要件の確認」**欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例
【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で**「免税事業者」**を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2／2】

氏名又は名称	国税　太郎

この申請書は、令和三年十月

令和５年10月１日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください(下の□に☑を記載した場合を除きます。)。

※　**個人番号**を必ず記載し、**本人確認書類の写しを添付**してください。

個人番号	X X X X X X X X X X X X

課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください。

※　**「課税期間の初日」に記載した日**が登録年月日となります。

法人のみ記載	事業年度　自　月　日　至 記載不要 資本金

申請書の提出時点は免税事業者でも、令和５年９月30日以前に課税事業者となる場合は、令和５年９月30日以前の日を記載して差し支えありません。
ただし、この場合の登録年月日は、**令和５年10月１日**となります。

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日 ※　令和５年10月１日から令和６年３月31日までの間のいずれかの日 令和△△年　○

課税事業者です。 ※　この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	□ はい	□ いいえ
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□ はい	□ いいえ
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しています。	□ はい	□ いいえ

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」に☑を記載してください。

該当しない場合は、「はい」に☑を記載してください。

※　「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

上の確認事項に「いいえ」に☑を記載した場合は、この確認事項にも回答してください。

※　この確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※　申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和５年９月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で**課税事業者**の方が、令和５年９月30日までに**免税事業者となった場合**でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者**となり、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例
【 法 人 用 】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、**「名称」**、**「本店又は主たる事務所の所在地」**（人格のない社団等を除く。）及び**「登録番号」**が公表されます。

※　人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

第１－(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【１／２】

収受印

令和 ● 年 ■ 月 ▲ 日

▼▼ 税務署長殿

申請者	（フリガナ） 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	トウキョウト （〒 XXX － XXXX ） ㊞（法人の場合のみ公表されます） 東京都〇〇区△△　□－□ （電話番号 03 － XXXX
	（フリガナ） 納税地	トウキョウト （〒 XXX － XXXX ） 東京都〇〇区△△　□－□ （電話番号 03 － XXXX － XXXX ）
	（フリガナ） 氏名又は名称	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ ㊞ 株式会社　国税商事
	（フリガナ） （法人の場合）代表者氏名	コクゼイ　タロウ 国税　太郎
	法人番号	X X X X X X X X X X X X X

この申請書に記載した次の事項（㊞印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1　申請者の氏名又は名称
2　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる
なお、上記１及び２のほか、登録番号及び登録年月日が公表されま
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受
（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法第57条の２第２項の規定により申請します。
※　当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第１項の規定により令和５年９月30日以前に提出するものです。

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和５年10月１日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □　課税事業者　　□　免税事業者 ※　次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	（電話番号　－　－　）

※税	整理番号		部門番号		申請年月日	年　月　日	通信日付印　年　月　日	確認

この申請書を提出する日の属する課税期間の初日から令和五年九月三十日までの間に登録を受けようとする場合に使用します。

【公表事項】

登記情報を記載してください。

※　登記情報は、「国税庁法人番号公表サイト」でご確認いただけます。

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※　法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」でご確認いただけます。

いずれかに**必ず**☑を記載してください。

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の**「登録要件の確認」**欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例
【 法 人 用 】

初葉の「事業者区分」欄で**「免税事業者」**を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2／2】

氏名又は名称	株式会社　国税商事

令和５年10月１日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください(下の□に☑を記載した場合を除きます。)。

※　個人番号の記載は不要です。

個人番号	記載不要

課税事業者（選択）届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください。

※　**「課税期間の初日」に記載した日**が登録年月日となります。

申請書の提出時点は免税事業者でも、令和５年９月30日以前に課税事業者となる場合は、令和５年９月30日以前の日を記載して差し支えありません。

ただし、この場合の登録年月日は、**令和５年10月１日**となります。

税事業者の確認	□ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日（※ 令和５年10月１日から令和６年３月31日までの間のいずれかの日）：令和△△年○
登録要件の確認	課税事業者です。 ※　この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	□ はい　□ いいえ
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□ はい　□ いいえ
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しています。	□ はい　□ いいえ

この申請書は、令和三年十月九日…提出します。

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」に☑を記載してください。

該当しない場合は、「はい」に☑を記載してください。

※　「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

上の確認事項に「いいえ」に☑を記載した場合は、この確認事項にも回答してください。

※　この確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※　申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和５年９月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で**課税事業者**の方が、令和５年９月30日までに**免税事業者となった場合**でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者**となり、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。